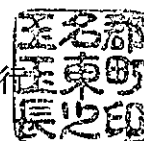


玉東町告示第97号

玉東町が移動し、及び保管した放置自転車等の詳細については、玉東町放置自転車等対策条例第4条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年8月23日

玉東町長 前田 移津 行



- (1) 移動し、及び保管した自転車等(以下「保管自転車等」という。)が放置されていた場所
ア 木葉駅北側駐輪場

- (2) 保管自転車等を移動し、及び保管した日
平成29年8月23日

- (3) 保管自転車等を保管した理由
駐輪場に長期間放置してあったため。

- (4) 保管自転車等の返還の方法
ア 自転車等返還申請書・受領書(様式第3号)を記入し、住所氏名が分かる書類を添付し、玉東町役場総務課に返還の申し出をする。
イ 返還の時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜、日曜、祝日、年末年始は返還できない。

- (5) その他
保 管 場 所 玉東町役場
保管自転車等台数 自転車 5台

保管自転車等一覧

整理番号	放置場所	保管年月日	種別	防犯登録		原付標識番号	車体番号	所有者情報			その他
				県名	番号			氏名	住所	電話番号	
34	駅北駐輪場	平成29年8月23日	自転車	熊本県	J 99145						カガワ防犯登録 熊本C 87240
35	駅北駐輪場	平成29年8月23日	自転車	福岡県	43-元 23368						
36	駅北駐輪場	平成29年8月23日	自転車	熊本県	I 59579						
37	駅北駐輪場	平成29年8月23日	自転車	熊本県	J 90743						カガワ防犯登録 熊本C 86943
38	駅北駐輪場	平成29年8月23日	自転車	熊本県	I 01863						カガワ防犯登録 熊本C 55358